

4月27日総会報告に係るご意見（事業者回答）

■その他：日本エコモス国内委員会の指摘に対する事業者の説明

事業名：（仮称）神宮外苑地区市街地再開発事業

No.	通し 番号	ご意見	回答	
1	全体	それぞれの指摘事項ごとに、「評価書における評価結果に影響するの可否か」の見解を明確にさせていただく必要があると考えます。今回の資料のなかで、それぞれの事項に対する表現や考え方の回答にとどまっているものが散見されますが、予測・評価結果に対する影響に関する見解が不足している部分は、明確に補っていただきたいと思います。	日本エコモス委員会の指摘について「虚偽である」との指摘を受けた部分については全て「虚偽ではございません」と回答させて頂いております。また、予測・評価結果には影響いたしません。	横田委員
2	全体	事業者と日本エコモス国内委員会のお互いの主張が堂々巡りになることが心配です。日本エコモス国内委員会が「誤り」「虚偽」と指摘する根拠に対して事業者が具体的に究明できているか、「不十分」とする指摘に対して「十分」とするレベルはどのレベルを意図しているか、日本エコモス国内委員会にも確認しないと分からないのではないのでしょうか。	日本エコモス委員会が「誤り」「虚偽」と指摘している点について、本日ご説明をしている根拠をもって、「誤り」「虚偽」ではないと考えております。	横田委員
3	全体	「誤りはございません。」という回答が多くありますが、誤りが無いことと、誤解を招かないか、わかりやすいか/一貫性があるかは別の問題だと思います。都民を含め、ステークホルダーに誤解をされない表現、一貫性がある整理・引用をしていただくのが良いかと思いました。	日本エコモス国内委員会からの指摘事項のうち、「誤り」「虚偽」と指摘されている箇所については、回答の語尾に「誤りはございません」「虚偽ではございません」と記載するとともに、わかりづらい点等については事業者の回答欄に補足説明を加える整理といたしました。	保高委員
4	1	「広場」という表現は「整備後の名称」とのことですが、整備後の環境ではなく現況を調査対象とする必要があります。現況におけるどの地点かが明確ではないことが問題なのではないのでしょうか。コドラートの位置が読み取れる図になっていないのではないのでしょうか。	地点名称については将来整備後の名称を使用しており、現況の地点名称としてはわかりづらい表現でした。事後調査においてはわかりやすい名称とするよう配慮いたします。 また、調査地点の位置（コドラートの位置）は評価書 P298 に示し	横田委員

No.	通し 番号	ご意見	回答	
			ているとおりです。	
5	1	図 8.6-2 現況における植物群落調査地点(298 頁)。現況の配置図に「建設後の広場（中央広場と絵画館広場をつなぐ広場）※1」という説明書きを挿入し、植物群落調査地点（赤丸の位置）を説明しているが、図 8.6-2 より前に建設後の「中央広場と絵画館広場をつなぐ広場」の位置を示し、かつ説明する図がないこと、建設前(現況)はテニスコートであることを補足しなかったことが、要らぬ誤解を生じた可能性が高いのではないか。専門外の方々(住民)への説明という視点が欠落していたのかかもしれない。 ※1) 中央広場、絵画館前広場を示す図（地図）がないように思います。もし図がない場合、今後、要らぬ誤解や間違いを生まぬよう、事後調査図書にはこうした図の追加と説明をお願いできないでしょうか。	左記頂いたとおり、事後調査報告書においては中央広場、絵画館前広場を示す図を記載させていただきます。 また、通し番号 1 の図中に中央広場、絵画館前広場の位置を記載させていただきました。	廣江委員
6	2	「植生は均質となっております」とありますが、「均質」とみなす根拠が乏しく、その点を指摘されていると思いますので、具体の根拠を示す必要があります。	緑地（並木東側）では毎木調査結果においても落葉広葉樹であるケヤキや常緑広葉樹であるクスノキなどが同様に広く分布していることが確認でき、亜高木・低木にはマテバシイ、スダジイ、イロハモミジ等の植栽樹群（混交）が形成されていることから概ね均質な植生と考えております。 ご指摘を踏まえ、事後調査報告書の作成においては丁寧な説明となるよう配慮いたします。	横田委員
7	3	2 同様に、「概ね均質な並木となっております」とする根拠が不明ですので、具体の根拠を示す必要があります。	4 列いちょう並木の調査地点については主にイチョウによって形成される並木であることが毎木調査結果においても確認できることから、均質な植生と考えております。ご指摘を踏まえ、事	横田委員

No.	通し 番号	ご意見	回答	
			後調査報告書の作成においては丁寧な説明となるよう配慮いたします。	
8	2, 3	基本的に改変を行わない場所で「植物群落調査」を行う意義は何でしょうか。本開発事業の影響を受けなかった場所で植物群落がどのように生育を続けたか、を示す観測(モニタリング)地点と考えるのであれば、南北に長い「いちちょう並木」全体のモニタリング地点を1箇所代表せず、事後調査では複数地点で観測することを考えては如何でしょうか。	植物群落調査については、直接的な影響はないものの、4列いちちょう並木など改変エリアに近接している場所は調査を実施しました。4列いちちょう並木の調査地点については主にイチョウによって形成される並木であることが毎木調査結果においても確認できることから、均質な植生と考えられるため、1箇所で調査を実施しました。左記頂いたとおり、事後調査においては樹木の活力度等の確認も含めて複数地点で観測することを検討いたします。	廣江委員
9	4 20	「絵画館前は環境影響評価の範囲対象外のため」とありますが、土壌動物・土壌環境については必要性（仮移植先の環境の把握）があって実施しているのですから、事業区域の範囲は理由にはならないと考えます。事業地に近接した周辺環境（影響が及ぶ可能性のある範囲）として調査すべき対象であれば、調査範囲に含めるべきであるはずです。調査範囲設定の考え方を改めて説明いただく必要があります。	土壌動物・土壌環境調査の絵画館前の調査は、事業地に近接した周辺環境の影響予測を目的としたものではなく、あくまで環境保全措置の検討にあたって、仮移植先の選定のための参考データの取得を目的として調査を行ったものです。	横田委員
10	5 19	「相観植生図」と「緑地の分布状況の図」とでは、表現すべき植生群落の情報の具体性が異なります（緑地の分布状況は植生タイプのレベルの情報にとどまっています）。相観植生図として示すべき情報はどこに含まれているかを明確にする必要があります。	「相観植生図」が掲載されていないとの指摘について、評価書P309記載の「図8.6-4 緑地の分布状況」が同図に該当いたします。この図は植生調査を行った結果をとりまとめたものであり、図中では落葉樹が優占する植栽樹群に分類しています。 なお、当該範囲の樹木は、群落毎にケヤキなどの優占種などはあるものの全体としては植栽され	横田委員

No.	通し 番号	ご意見	回答	
			たものであり、区分としては「植栽樹群」で整理しています。	
11	5 19	図 8.6-4 が相観植生図※2 であることの説明が欠落していたことが、要らぬ誤解を生じたと考えられないか。また、番号 19 では図 8.6-4 が現存植生図※3 であるとも説明されている。この説明も欠落していたのかもしれない。 ※2) 同図が緑被率の求積に使用可能な相観植生図であることを示す必要があると思います。要らぬ誤解や間違いを生まぬよう、事後調査図書には相観植生図としての説明をお願いできないでしょうか。 ※3) 事後調査図書には同図が現存植生図としての要件を満足する説明文を入れ、要らぬ誤解や間違いを生まぬようお願いできないでしょうか。	p.309 記載の「図 8.6-4 緑地の分布状況」の中で、神宮外苑広場（建国記念文庫）は植栽樹群（落葉広葉）と記載しているのは間違いとの指摘について、この図は植生調査を行った結果をとりまとめたものであり、図中では落葉樹が優占する植栽樹群に分類しています。 また、群落調査は、生態系保全の目標を設定することを目的として、詳細な群落構造を確認したものであり、調査結果は資料編 p.467～473 に記載しています。神宮外苑広場（建国記念文庫）は評価書 p.310 及び p.324 に記載した通り、「落葉樹の下にシラカシなどの常緑広葉樹が成立する常緑落葉混合林で構成された階層構造を有するまとまった樹林帯が存在する」として記載させて頂いております。 左記頂いたとおり、「緑地の分布状況の図」は緑被率の算出に必要なとなる平面的な植栽樹群の情報が得られていることから、予測・評価結果には影響いたしません。今後の事後調査報告書において、誤解を生じさせないよう分かりやすく記載いたします。	廣江委員
12	5・6・ 7・8・ 9・ 10・ 12・ 18・	・「誤り」「記載漏れ」などの指摘を受けている箇所です。 ・これらは、日本イコモスが植物社会学の手法で植物群生の評価について、事業者側が提示した方法やその評価内容について、科学的調査として適切で	植物群落調査は、生態系保全の目標を設定することを目的として、詳細な群落構造を確認したものです。 群落の階層構造を表現することができる Braun-Branquet によ	水本委員

No.	通し 番号	ご意見	回答	
	25・ 27・ 28・32	なく、結果が誤っている、という指摘をしたところです。 ・この点は、個別の諾否というよりは、調査方法（特に Braun-Branquet による総合被度推定法）と評価結果が適切であったのか、について最終判断を審議会ですべきかと思います。 ・なお、「現存植生図」が掲載されていないとの指摘と、それに対しての p. 309 記載の「図 8.6-4 緑地の分布状況」が同図に該当するという回答が何度も繰り返されています。 <u>この点では、図の名称を、変更することで対応できないか</u> と思います。	る総合被度推定法は、既存技術資料で記載しているとおり広く認知された手法であり、また各植栽樹群の質を把握する適切な手法であったと考えています。 なお、図面の名称としてはわかりづらい表現でした。今後の事後調査報告書においては分かりやすい名称とするよう配慮いたします。	
13	6 16 18 19	「落葉樹が優占する」という点が誤りではないか、という指摘かと思います。常緑広葉樹が混交していることではなく、どちらが優占しているのかを根拠（優占種が何でその被度群度がどのくらいか）を示す必要があります。	図 8.6-4「緑地の分布状況」において、神宮外苑広場（建国記念文庫）は落葉樹が優占する植栽樹群に分類しています。 なお、資料編 P467、468 に示す通り、植物群落調査結果では、神宮外苑広場（建国記念文庫）北側では被度 5、群度 4、神宮外苑広場（建国記念文庫）南側では被度 3、群度 3 で両地点ともにケヤキが優占しています。	横田委員
14	7 9	「植栽樹群（混交）」の概要に「各種の樹木が混生して優占種が判明できない植栽樹群」とありますが、これは樹種を反映した表現ではなく、常緑・落葉広葉混交林とは違う意味に読み取れます。（混交林は、樹種構成が判明した上で混交した状態を指し示すものかと思えます。）オリジナルな定義であれば、それを明確にする必要があります。（オリンピックスタジアムのアセスでの表現の根拠も説明してください。）	「植栽樹群（混交）」は、樹種構成は群落の外観から把握しているものの、常緑・落葉のどちらが優占しているかが判別できなかったものとして表現しています。 オリンピックスタジアムの評価書は別事業者が作成されたもののため、表現の根拠については確認できませんが、本事業では常緑・落葉広葉混交林を含めた混交林という意味で表現しています。ただ、ご指摘の通り分かりにくい表現であったため、事後調査報告書では適切な表現となるよう配慮いたします。	横田委員

No.	通し 番号	ご意見	回答	
15	8	落葉樹の下にシラカシなどの常緑広葉樹が成立している状況を、(混交ではなく)「植栽樹群(落葉広葉)」と定義された根拠を示してください。群落調査では「常緑落葉混合林」と説明しておきながら、図で「植栽樹群(落葉広葉)」としているのは整合がとれていないように読めますので、その点について具体的に説明する必要があります。	「図 8.6-4 緑地の分布状況」は、緑の量を算出する目的で群落の外観から主に高木層を中心とした平面的な広がりを示すものとして、神宮外苑広場(建国記念文庫)は「植栽樹群(落葉広葉)」と分類したものです。 その後、生態系保全の目標を設定することを目的として方形区を設定した植物群落調査を実施し、高木だけでなく亜高木、低木まで含めた高さ方向の群落構造としては「常緑落葉混合林」と分類いたしました。 ただ、ご指摘の通り分かりにくい表現であったため、事後調査報告書では適切な表現となるよう配慮いたします。	横田委員
16	10	図 8.6-4 中の②エリアの植生断面図には植栽樹群(常緑針葉)が見当たらないため、一見、委員会からの指摘(即ち、②エリアの緑地分布は植栽樹群(常緑針葉)ではない)が正しいように見えるが、資料編の毎木調査結果(資料編 p.217)には、②エリアの野球場に沿ってヒマラヤスギ、クロマツの存在が確認できる。 このように本編・資料編を限なく読むと、「植栽樹群(常緑針葉)の存在」を確認できるものの、本編の植生断面図など、重要な図表とその説明に沿って、計画地内の植生状況と開発における植物等への配慮を読み進めると、説明不足な点が多々あるため、結果、内容や説明に対して誤りや虚偽という誤解が生じているのではないかと。 専門外の方々(住民)への説明であるという視点の欠落が「説明不足」となり、要らぬ誤解を生じた可能性がある。事後調査図書では、ぜひ、今以上の正確な記述と丁寧な説明をお願いしたい。	左記頂いたとおり、事後調査報告書においては植物群落の説明に誤解が生じないよう配慮した説明をいたします。 なお、②は、「②中央広場と絵画館前をつなぐ広場」としており、当該エリアには植栽樹群(常緑針葉)と植栽樹群(落葉広葉)があります。当該エリアを代表するものとして面積が広く群落の階層構造をもつ植栽樹群(落葉広葉)箇所を調査地点として選定しております。	廣江委員

No.	通し 番号	ご意見	回答	
17	11	「現地の状況（形状等）を踏まえて適切に」としていますが、長方形の方形区をなぜその規模で設定したのか、根拠を具体的に説明してください。	調査区の規模の設定については、既存技術資料に記載の調査面積（100-500m ² ）を参考に、神宮外苑広場（建国記念文庫）の高木の樹高 20m を 1 辺の方形区を想定し、400 m ² 程度の面積となるよう設定しました。 また、このエリアについては北側、南側の 2 地点で調査を行っておりますが、これは改変箇所と保全箇所での事後調査でのモニタリングへの活用を考慮して設定したものです。 北側と南側のそれぞれの調査区の形状は、現地の群落状況にあわせて 30m×15m で設定したものです。	横田委員
18	11・ 14・24	・事業者の提示した「既存技術資料」（河川水辺の国勢調査マニュアル(国交省)、新しい河川植生調査手法（案）（土木研究所）、日本の植生（学習研究社）、植生調査法Ⅱ（共立出版）等。に則った方法を採用。）が、妥当かどうかについて、審議会として示すべきかと思ひます。	既存技術資料として提示しているものは群落調査の手法の参考文献として、一般に使われているものになります。特に河川水辺の国勢調査マニュアルは、「河川～」と名が付いておりますが、国交省業務をはじめとして、河川のみならず様々な環境での調査手法として広く知られているものです。	水本委員
19	12 16 18 19	「緑地の分布状況」は「植生調査を行った結果をとりまとめた」とありますが、方形区のデータをもとに神宮外苑広場全体を「落葉広葉樹の植栽樹群」と当てはめていることが疑念につながっている可能性があります。神宮外苑広場の樹群全体を一つのパッチとするのであれば、方形区ではなく全体の樹種構成をもとにした情報も踏まえて説明される必要があります。（なぜ一つのパッチとしたのかも説明される必要があります。）	「図 8.6-4 緑地の分布状況」は、緑の量を算出する目的で群落の外観から主に高木層を中心とした平面的な広がりを示すものとして、神宮外苑広場（建国記念文庫）は「植栽樹群（落葉広葉）」と分類したものです。ご指摘の通り、全体の樹種構成、特に高木層の樹種構成をもとに判断したもので 1 つのまとまった植栽樹群であると考えています。 方形区を設定した植物群落調査は、高木だけでなく亜高木、低木	横田委員

No.	通し 番号	ご意見	回答	
			まで含めた高さ方向の群落構造を確認したものです。	
20	13	・日本語としてとっておいていない、というこちらの指摘については、確かに意味が取れないかと思いました。文言の訂正を正誤表で示してもよろしいのではないのでしょうか。	「4 列いちょう並木は、景観上も重要ないちょう並木が存在する」が日本文として通用しないとの指摘について、主語の「4 列いちょう並木」は群落調査の地点名称を示しておりますので、日本語としては間違いではございませんが、今後の事後調査報告書においては主語である「4 列いちょう並木」が地点名称を示すことが分かりやすい表現となるよう配慮いたします。	水本委員
21	14	「植生は均質」とありますが、亜高木・低木層や草本層についても均質なのでしょう。調査区の設定においては、10m×60m とした根拠が不明確ですので、根拠を具体的に説明してください。	緑地（並木東側）では毎木調査結果においても落葉広葉樹あるケヤキや常緑広葉樹であるクスノキなどが同様に広く分布しており、亜高木・低木にはマテバシイ、スダジイ、イロハモミジ等が生育しており概ね均質と考えております。調査区の面積は、対象範囲の高木高さが約20～25mを1辺とした方形区を想定して600m ² としました。 また、緑地（並木東側）については南北方向に長い土地が広がっているため、「森林立地調査法（森林立地学会）」の記載「調査区の形状には特に制限はない。通常や長方形や正方形が多い。均質な植生の広がりに応じて設置されることが重要である」等を参考に、南北方向に長い形状（10m×60m）で調査を実施しました。 制限がなければ正方形の調査区を設定するところですが、植栽樹群の幅が限られていたことから、長方形の形状とし、必要な面	横田委員

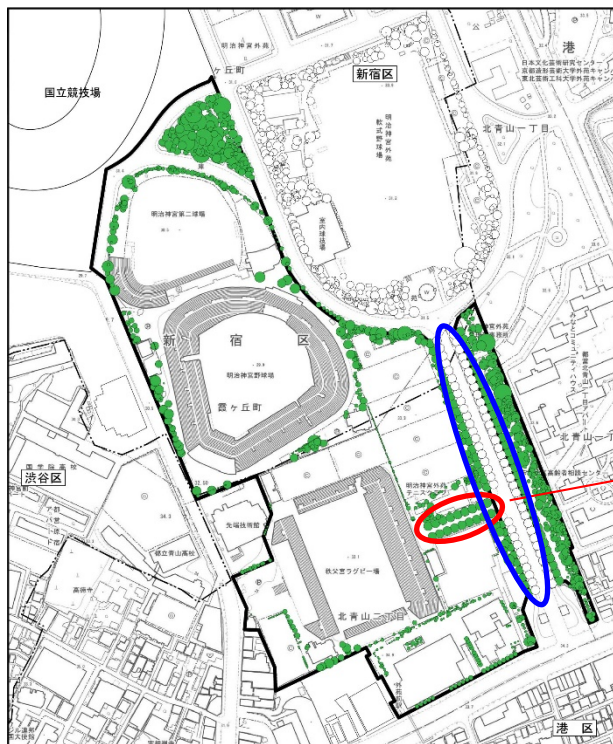
No.	通し 番号	ご意見	回答	
			積で実施しています。	
22	14、24 他	「均質と考えられる植生のまとまりを対象に必要な面積で実施」とのご回答について、引用されておられる既存技術資料において、「調査を実施する（最低）必要面積」が明示されているのであれば、その面積を示した上で、今回の面積と比較を回答に記載頂ければと思います。	「調査を実施する（最低）必要面積」については、各既存技術資料によって記載はいくつかあり、調査面積の目安は高木林の場合100-500m ² とされています。今回の調査では、各既存技術資料の概ね記載を包括する面積を設定し、100-600 m ² で実施いたしました。	保高委員
23	15	「資料編 p. 473 に記載している通り、カナリーキズタ以外にも複数の植物を確認しておりますが、代表種として当該種を記載しているもので、誤りはございません。」についても、例示（詳細は資料編 P. 473）等、情報の引用箇所を評価書本文中に明示的に示す必要があると考えます。	ご指摘頂いたとおり、カナリーキズタ以外にも、ツユクサ、クサイチゴ、ヤブスゲ（詳細は資料編 P. 473）等の植物を確認しております。	保高委員
24	15	図 8.6-4 の①～⑥で描かれた植生断面図であるが、どの方向（断面）に沿って描かれた図であるか、を示す説明がない。今回の事業者の説明では、⑥4 列いちよう並木の植生断面図を「縦断方向（南北方向）に作図したもの」としているが、評価書案に「縦断方向」や「南北方向」という説明はない。また、計画地内の①～⑥の各場所で、どの「方向」に断面を設けたか、を示す図（例えば、図 8.6-4 中に断面方向を示す線を描くなど）も説明もない。 専門外の方々（住民）への説明であるという視点の欠落が「説明不足」に繋がり、要らぬ誤解を生じた可能性がある。事後調査図書では、ぜひ、今以上の正確な記述と丁寧な説明をお願いしたい。	左記頂いたとおり、一部分かりづらい表現となっていた部分があるため、事後調査報告書においては植生断面図の断面方向についても図を交える等、分かりやすく記載いたします。	廣江委員
25	15	・「見ないで描いたような杜撰な」図である。という指摘に対して、事業者側では観察結果を示したとしており、実際には写真等をとっておられるでしょ	植生断面図については令和4年6月29日に現地調査にて目視で確認した上で作図しております。東西方向ではなく、南北方向で	水本委員

No.	通し 番号	ご意見	回答	
		うから、事実関係として撮影日と画像を示せれば疑念を払しょくできるかと思ひます。	の断面図であるため、いちようが重なり合うことも間違いではないと考へています。	
26	17	植栽樹群（常緑広葉、落葉広葉、常緑針葉）の群落高が 4.0m というのは、コドラート内の平均群落高でしょうか。群落のパッチごとに異なる高さを一括して平均化したことは妥当でしょうか？とくに体積の情報に対しては群落ごとに区分して求める必要があるのではないでしようか。 これらの妥当性について、客観的に説明をしていただく必要があります。	緑の量の算出にあたっての群落高さは、コドラート範囲内だけではなく、群落の代表地点の平均群落高さをを用いています。植栽樹群の体積の算出については、東京都環境影響評価技術指針に基づいて群落毎に算出していますので、妥当と考へます。	横田委員
27	17	「また、群落高が誤りとの指摘については、指摘の常緑広葉、落葉広葉、常緑針葉含め、全て群落組成調査及び群落ごとの代表的な地点の平均樹高に基づいて記載しており、」については、日本イコモス国内委員会の指摘に答えるためには、表 8.6-25 の平均樹高の算定データおよび算定方法を含め、ご回答に追加して記載を頂く良いかと思ひます（資料編に算定データ等があるのであれば、当該データの場所をお示ください。）。	表 8.6-25 に記載の平均樹高は代表的な地点のまとまった樹木の樹高を外観により把握したものです。	保高委員
28	22	図 8.6-4 の②エリアでは、植生断面図に「ヒマラヤスギ、クロマツ」が描かれていないことから、同エリアを植栽樹群（常緑針葉）と判断したことが誤りであるとの指摘を受けている（番号 10）。このことを踏まえると、植生断面図（310～312 頁）の中の代表的な植物種をリストアップした表 8.6-26 が、各エリアの生態系（植物）を正確に表していると言えるのでしょうか。 資料編に纏められた膨大なリストを読み込めば「リストアップした植物種の考へ方や正確さ」が分かるのかもしれませんが、本編の総括表（表 8.6-26 エリアごとの生態系の状況）の重要性を考へると、総括表の作成基準につい	表 8.6-26 に記載の植物種の記載の基準については、評価書 p. 310～p. 312 の植生断面図の図示している植物種から代表的なものをリストアップしております。なお、②エリアには植栽樹群（常緑針葉）と植栽樹群（落葉広葉）が含まれており、当該エリアを代表するものとして面積が広く群落の階層構造をもつ植栽樹群（落葉広葉）箇所を調査地点として選定しております。ご指摘頂いたとおり、P309 の「②」の記載及び説明が誤解を招く表現であったことから、事後調査報告書ではエリアの範囲について正	廣江委員

No.	通し 番号	ご意見	回答	
		て「説明不足の感」が否めません。事後調査図書では、ぜひ、今以上の正確な記述と丁寧な説明をお願いしたい。	確かに丁寧に表現するようにいたします。	
29	23・31・35・36・37 他	・58 項目の通し番号のうち、実際に「虚偽」の指摘があったのは、通し番号で 23・31・35・36・37・38・39・40・43・49・51 の 11 か所です。確認した限りでは、これらの指摘すべてを「虚偽」とするのは厳しいと思います。 ・この 11 項目については、「虚偽」指摘をどう扱うのか、はっきりさせるべきと思っています。	左記頂いたとおり、日本イコモス国内委員会より指摘のあった各項目の確認・検証を行った結果、令和 5 年 1 月 10 日に提出をした環境影響評価書に関する指摘の誤り及び虚偽の報告はないことを確認いたしました。 しかしながら、前項のように誤解を招く表現等もございますことから、事後調査報告書では正確に丁寧に表現するようにいたします。	水本委員
30	25 28	「現存植生図」と「緑地の分布」では、表現すべき植生群落の情報の具体性が異なります（緑地の分布はタイプのレベルにとどまっている）。現存植生図として示すべき情報はどこに含まれているかを明確にする必要があります。	「現存植生図」が掲載されていないとの指摘について、評価書 P309 記載の「図 8.6-4 緑地の分布状況」が同図に該当いたします。 なお、当該範囲の樹木は、群落毎にケヤキなどの優占種などはあるものの全体としては植栽されたものであり、区分としては「植栽樹群」で整理しています。	横田委員
31	27	「森林を形成する植栽樹群を対象に調査しているため、誤りはございません」の意味が良く分かりませんでした。群落を定義できない場合、毎木調査のデータの方が活用性が高いのではないかと思います。より明確に説明をしていただきたいと思います。	森林を形成する植栽樹群を対象に調査を行っておりますが、調査区の設定にあたっては、現地の生育状況や毎木調査結果を参考に植栽樹群の特徴となるデータが得られるように配慮しており、調査方法に誤りはございません。	横田委員
32	31	80%近くが破壊されるという日本イコモス国内委員会の指摘に対し、そうではないことを記述しているので、可能なら、具体的に改変されるのは何%で、	神宮外苑広場（建国記念文庫）については既存樹木 149 本のうち保存 58 本、移植 50 本、合計 108 本（7 割以上）を保存移植する計	森川委員

No.	通し 番号	ご意見	回答	
		移植し復元する緑地が何%にあたるか、記載できると良いかもしれません。	画であり、80%の破壊をすることはございません。	
33	34	「その他の場所」について場所等を追加して頂けると、より丁寧かと思えます。	今後の事後調査報告書においては適切に記載するよう配慮いたします。 なお、その他の場所としては、秩父宮ラグビー場周辺や神宮第二球場周辺等の樹木を移植する計画です。	保高委員
34	35、40 他	区域内・外からの移植に分類して、このプロジェクト全体として何本・何%の樹林が残るのかを、一覧表にして回答に追記を頂ければ、市民にとってよりわかりやすくなると思慮します。	区域内については存置する樹木が615本、移植する樹木が191本であり、区域外から移植する26本を合わせて832本を存置、移植により残す計画です。これは、現状の区域内の高木本数1,381本のうち約60%が残ることとなります。 また、絵画館前も含めた保存、移植、新植樹木の本数について、現況の本数1,904本に対して完成後は1,998本となることをプロジェクトサイトにおいて公表しています。	保高委員

■建設前



■建設後

